大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」 第2計画期間の削減義務率について

●第2計画期間の削減義務率(2015~2019年度の平均)

	∇ /\		基準排出量*比 *原則:2002~2007年度までの いずれか連続する3か年度平均値	
区分		(参考) 第1計画期間 (2010~2014年度)	第2計画期間 (2015~2019年度)	
I -1	オフィスビル等^{*1} と地域冷暖房施設 (「区分 I -2」に該当するものを除く。)	8 %	17%	
I -2	オフィスビル等 ^{*1} のうち、 地域冷暖房等を多く利用している ^{*2} 事業所	6 %	15%	
П	区分 I -1、区分 I -2 以外の事業所 (工場等 ^{*3})	6 %	15%	

- ※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設等
- ※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの
- ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

◆ 「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

(1) 中小企業への対応

中小企業(中小企業基本法に定める中小企業者(大企業等が 1/2 以上出資などの場合を除く。)、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等)が 1/2 以上を所有する大規模事業所は義務対象外(ただし、対策計画書の提出を求める。)

(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

上記の 17%又は 15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第 27 条の使用制限の緩和措置(削減率0%又は5%)を受けた施設・設備等(一部*4除く)が主な用途*5である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和(4%又は2%緩和)

(例) 4%緩和: 医療施設、社会福祉施設等

2%緩和:冷凍冷蔵倉庫、航空保安施設等

※4: 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%が適用された施設・設備等、削減率5%が適用された施設・設備等のうちの都施設、緩和対象時間帯が限定的であった施設・設備等及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である施設・設備等

※5:主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。

(3) 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所(削減義務対象事業所)となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率(8%又は6%)を適用

◆ 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)について

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、都が定める認定基準*6 に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する**削減義務率を 1/2 又は 3/4 に減少**

(※6:認定基準は、2013年度中に改定)